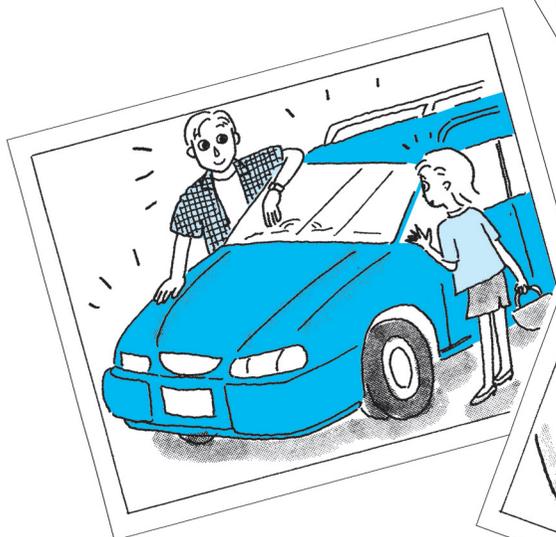
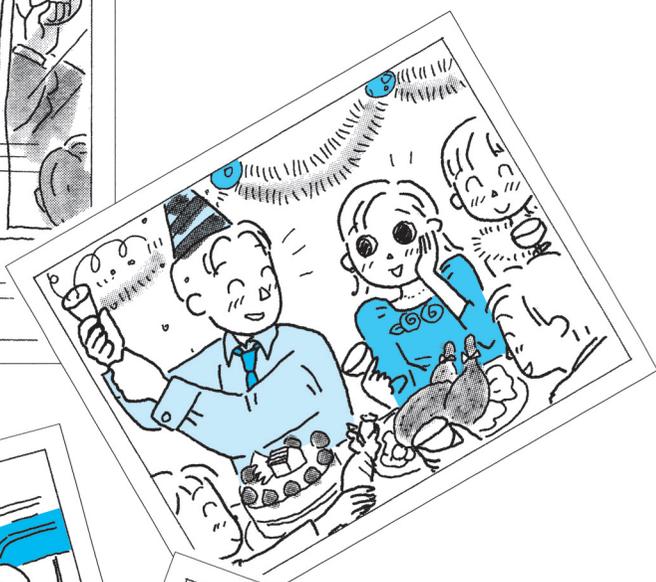
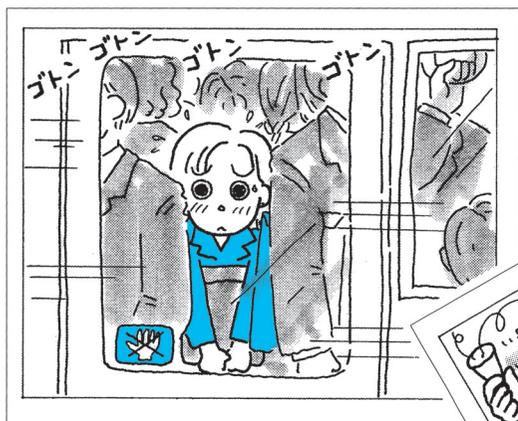


# 20代の生活と税金



# 1 就職決まった。 私もOL！

## (1) お給料にかかる税金は？



社会人になって初めてもらうお給料。

やっぱりこれが一番楽しみよね。

洋服も欲しいし、旅行にも行きたいし、おいしいものも食べに行かなきゃ。

### ● 財布の中身はいくらかな……？ ●

(対象者：20～30代の独身者)

	一日の平均出費額	財布の中身	
		会社へ行くとき	遊びに行くとき
男性	3,000円	15,100円	25,300円
女性	2,100円	13,800円	13,800円
全体	2,500円	12,800円	21,600円

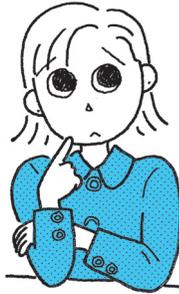
株式会社レイク「不況下の独身ビジネスマン・OLのマネー感覚」

待ちました。お給料日。

えーっ！ 聞いていた金額と違うじゃない。どうしてこんなに引かれているのかしら？

これじゃあ、生活苦しそう……。





太郎先輩、私のお給料何だかいろいろ引かれて、手取額は随分少ないような気がするんですね。本当にこれでいいのか、金融機関の先輩行職員として控除額の内容について教えて欲しいんですけど……。

じゃあ、健康保険料・厚生年金保険料と雇用保険料からみていこうか。これらは税金ではないから簡単に説明するからね。



①業務外の理由による病気やケガ、死亡や出産などがあった場合に補助を受けるための保険料。

②高齢者になった・障害者になった場合などに年金をもらうための保険料。

③会社を退職した場合に再就職をするまでの無収入の一定期間、失業給付を受けるための保険料。

給料支払明細書(控)

( 20 年 月分 )

花 子 殿

労働日数	自	月	日	日
労働時間	時	分		
所定時間外労働	時	分		
基本給	1700000			
所定時間外手当	9500			
家族手当				
支給額				
通勤手当	12500			
合 計	1920000			
▶健康保険料	7380			
▶厚生年金保険料	13177			
▶雇用保険料	1152			
除 住 民 税	3200			
前払金				
合 計	24909			
差引支給額	167091			
(事業所名)				係 印

〈チェック・ポイント〉

☆左記①②③のほかに**労災保険料**というものがあります。これは給料の支給額からは控除されていませんが、業務上または通勤・帰宅途中の病気やケガなどに対して保険給付を受けるための掛金です。保険料は全額、事業主が負担しています。

☆**健保と厚年**(左記①と②)は、毎年4～6月の給料の平均金額に応じた保険料が10月以降の給料から差し引かれます。入社したばかりの人は暫定的な金額が引かれていますが、4～6月に残業が多いと10月からの保険料が高くなることもあります。

### 3 + 1で社会保険料

給料支払明細書に記載されている3つの保険料（健康保険料・厚生年金保険料・雇用保険料）に労災保険料を加えた、これら4つの保険料を総称して一般に「社会保険料」といい、毎月の給料または賞与から、それぞれの支給額に応じた金額が差し引かれます。このうち健康保険料・厚生年金保険料・雇用保険料は「社会保険料控除」として、所得税・住民税の計算上、所得金額から差し引かれます。つまり、社会保険料は税金の対象金額を「減らす」ということですね。



さて、次はいよいよメインの税金ですね！  
わかりやすく教えてくださいね。

花子ちゃんは、国民の三大義務って知ってるかな？ 「憲法」で「教育・勤労・納税」って決まっているんだ。その中のひとつである納税について、説明しよう！



### 税金の種類を大別すると……

私たちの生活のなかに登場する税金には、さまざまな種類があります。まず、これらについて整理してみましょう。

大きく、所得・資産・消費にかかわる税金に大別されますが、このうち生活に最も関連のある所得税（所得にかかわる税金）について、給与所得の計算方法を中心にまとめてみましょう。

## [税金の種類]

	所得にかかるもの	資産にかかるもの	消費にかかるもの
国税	所得税, 法人税	相続税, 贈与税 など	消費税, 酒税 など
地方税	住民税, 事業税	固定資産税 など	自動車税 など

## 所得税の特徴は？

所得税は、他の税金と比べて次の2点が大きな特徴となっています。

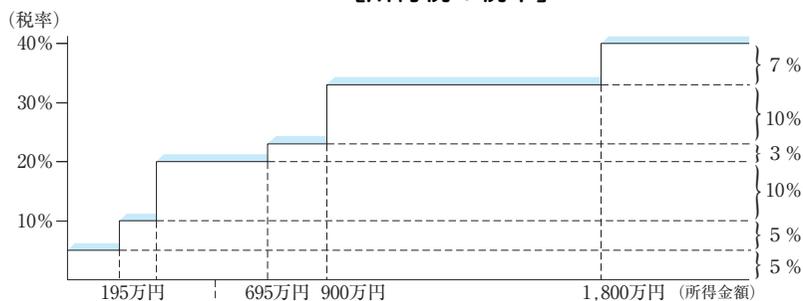
## ① 超過累進税率

基準となる金額（下表の195万円・330万円・695万円・900万円・1,800万円）を超えるつど、その超える部分について税率が数%ずつ上積み（3%～10%の微妙な幅がある）される構造（税率の上限は40%）をとっています。ということで、所得の多い人ほど、その多い部分について高い税率（超過累進税率）で課税されています。

## ② 各種控除（所得控除など）

家計から支払われる教育費・医療費など、個人ごとの特殊性を税金に反映させることにより、税率をかける基の金額（各個人の課税所得金額）を調整し、結果として公平な税負担を求めます。

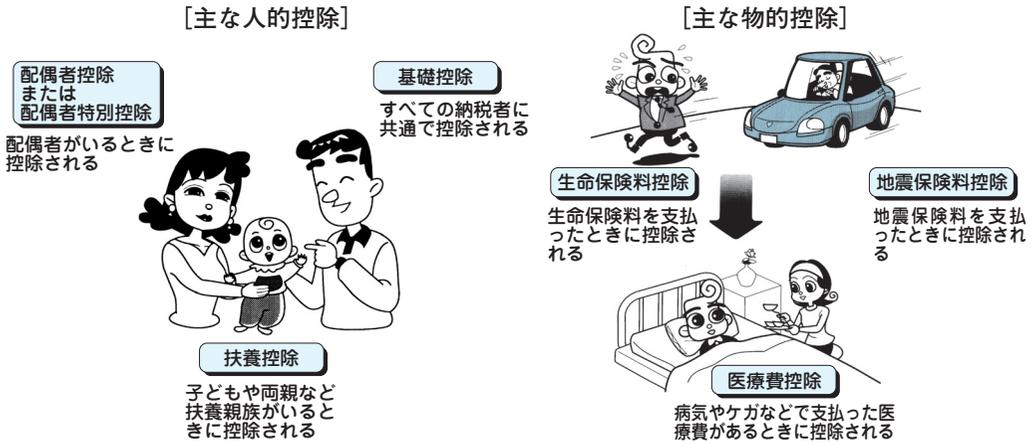
## [所得税の税率]



よって全体としては  $195\text{万円} \times 5\% + (330\text{万円} - 195\text{万円}) \times 10\% + (500\text{万円} - 330\text{万円}) \times 20\% = 572,500\text{円}$

$\downarrow$  195万円      +       $\downarrow$  135万円 = 330万円

## [所得控除の例]



## 所得税の納税方法

税金の納税方法には、大きく「申告納税」と「賦課課税」という2つの方法（制度）があります。このうち賦課課税制度とは、税務当局（国・地方公共団体）から送付される納税通知書にもとづき納税する方法をいい、大部分の地方税がこれに該当します。

これに対して申告納税制度には大部分の国税が含まれ、所得税はその代表ともいえます。ただし、この所得税は「申告納税制度」を前提としながらも、特定の所得について本来の納期限よりも前に納税（前払）する「源泉徴収制度」を採用しています。給与所得（給料・賞与）は、源泉徴収制度の対象となる代表的な所得です。

**申告納税制度（原則）** ⇒ 自分で1年間（所得税の場合には1月～12月）の所得金額と税額を計算して税務署に申告・納税します。

**源泉徴収制度（特定の所得）** ⇒ 支払者（源泉徴収義務者）がその支払の際に一定割合の所得税を差し引いて納税者に代わって税務署へ納税します。

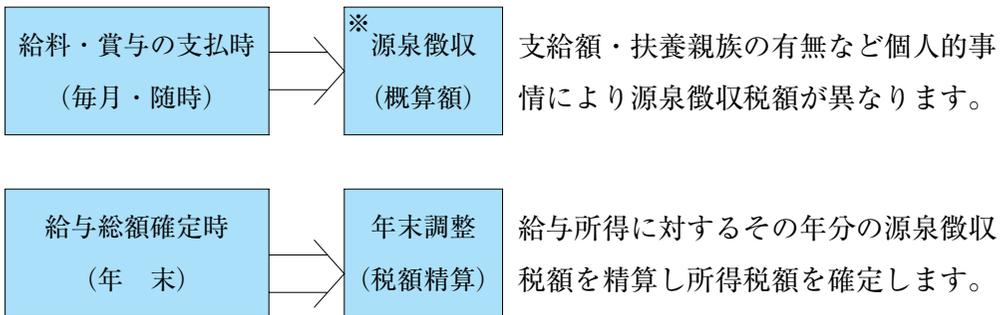
給与以外で源泉徴収制度の対象となる所得には、次のようなものがあります。

[源泉徴収の対象所得]



● 源泉徴収税額の精算 ●

給料・賞与に対する源泉徴収税額は、一定の方式により概算で徴収(差し引き)されているため「年末調整」の際に(他の所得は確定申告で)精算します。



※給与所得の源泉徴収税額は、社会保険料を差し引いた後の給料・賞与の金額をもとに計算します。

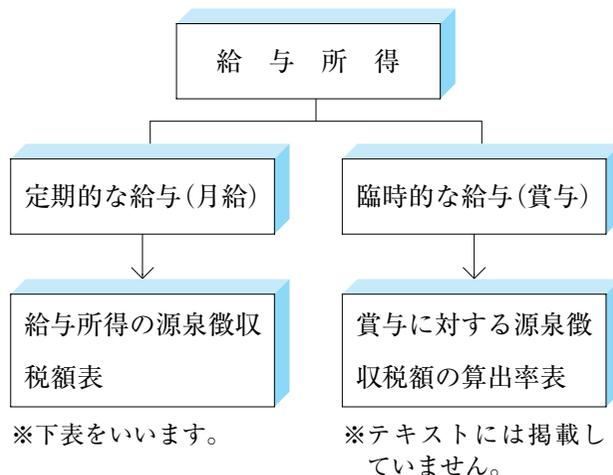
● 私の源泉徴収所得税、計算のしかたは? ●

「源泉徴収税額表」(次頁)というものを利用して、次のように計算します。

- ① 社会保険料控除後の給料の金額を求める。
- ② 扶養親族等の「人数」を求める。
- ③ ①の金額が含まれる範囲を横にたどっていき、②で求めた人数に該当する金額を求める。

このようにして求めた③の金額が、毎月の給料から徴収(天引き)される所得税となります。この税額表は、改訂があるつど税務署から会社の経理部に送られてきますが、必要があれば税務署でもらうこともできます。

### [源泉徴収税額表の使用区分]



### ● 経理部の計算、正しいかしら？ ●

それでは、花子ちゃんの給料から徴収されている所得税が正しいかどうか、税額表を使って確認してみましょう。

- (給料の合計額)    (通勤手当)    (社会保険料)
- ① 192,000円 - 12,500円 - 21,709円 = 157,791円
- ② 花子ちゃんは独身なので扶養親族等の人数は「0人」

上記①と②の該当欄の交差する金額

3,200円 ⇨ 給与明細の金額と一致！

### [源泉徴収税額表・抜粋]

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲							
		扶 養 親 族 等 の 数							
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以	上	税 額							
未	満	円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴
153,000	155,000	3,060	1,470	0	0	0	0	0	0
155,000	157,000	3,130	1,540	0	0	0	0	0	0
157,000	159,000	3,200	1,610	0	0	0	0	0	0
159,000	161,000	3,270	1,680	100	0	0	0	0	0
161,000	163,000	3,340	1,750	170	0	0	0	0	0
∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴

(2) 税金のかからないお給料ってあるの?



社会人になって一番つらいのは、朝早起きしなきゃならないこと……。学生のパラダイス生活に慣れきってしまった体には本当に厳しいのよね。

その上、この通勤ラッシュ。もーっ、会社に着くまでに疲れちゃう。通勤手当はこの苦痛も加味した金額にしてくれなきゃ困るよね。

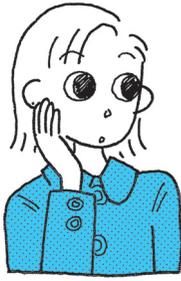


仕事って『努力』!?

●仕事に対する心構えを「言葉」であらわすと?

		サラリーマン	OL
Best 3	第1位	努力	努力
	第2位	挑戦	協力
	第3位	向上	挑戦

トステム(株)「'97新入社員調査」



そういえば、お給料から毎月引かれる所得税を計算するとき、支給総額から、通勤手当を差し引いて計算しましたよね。なぜ通勤手当を引くんですか？

なかなか鋭いところを指摘するね。実は通勤手当は非課税なんだ。つまり、もらっても税金がかからない給料ということだね。



## 給与所得の非課税

給与（月給・賞与の総称）は、金銭で支給された場合でも、現物で支給された場合でも、すべて課税の対象となります。ただし、政策上または課税技術上の見地から、所得税を課さない（つまり非課税）給与が規定されています。

### 〔非課税とされる給与〕

#### ① 金銭で支給されるもの



- 月額 10万円までの通勤手当（新幹線利用も可）

自動車・自転車などで通勤している人は、その通勤距離によって非課税限度額が異なり、これを超える部分は課税されます。



- 通常必要と認められる範囲内で支給される次のような旅費

出張旅費／赴任旅費／退職者の帰郷旅費



- 結婚や出産の祝金（社会的に妥当な額）
- 香典や災害見舞金など（社会的に妥当な額）

#### ② 現物で支給されるもの



- 永年勤続に対して会社から支給された表彰記念品や旅行

10年以上の永年勤続者に5年以上の間隔において支給される社会的に妥当な額の範囲内のものに限られます。



- 会社の創業何周年記念、合併記念などに際して支給される記念品で処分見込価格が1万円以下のもの

創業記念の場合は5年以上の間隔をおく必要があります。

### ③ 経済的利益



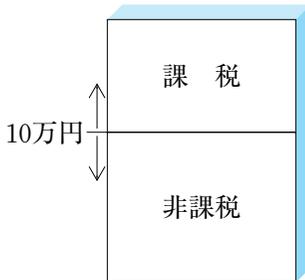
- 会社から受けた住宅取得資金の低金利融資による利益
  - 会社から住宅ローンに対する利子補給を受けたことによる利益
- どちらの場合も年利1%未満になるときは、年利1%までの差額は給与として課税されます。



- 会社の製品や商品などを通常の販売価格より安く購入したときのその経済的な利益
- 正価の70%未満など異常に低い価額で購入したときは課税されます。

## 通勤手当は非課税!

給与所得者の通勤手当（現物支給の定期券を含む）は、電車などの交通機関を利用する場合、1か月当たり10万円以内の実費分であれば非課税です。10万円を超える部分の金額は、給与の収入金額とされて課税の対象となります。



通勤手当（1か月当たり）

※新幹線通勤も10万円まではOK!  
ただし、グリーン乗車券は10万円以内でもダメ（通常必要な交通手段と認められないため）

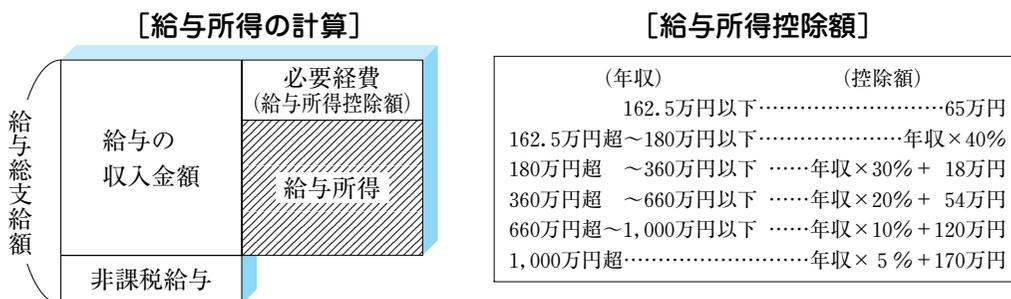
## 非課税と必要経費、似ているけれど……

非課税と似て非なるものに「必要経費」という考え方があります。必要経費とは、ある所得を生むために必要な支出をいいます。たとえば物品販売業であれば、その商品の原価、電気・ガスなどの光熱費、従業員の給与などが代表的な必要経費の例といえます。

## 非課税と必要経費との違いは？

それでは従業員の給与について、従業員の側（つまり給与所得者）から必要経費を考えてみましょう。この場合に、非課税（非課税給与）との違いが重要となります。非課税給与とは、はじめから給与に含まれない収入をいい、必要経費とは給与収入から控除される支出をいいます。

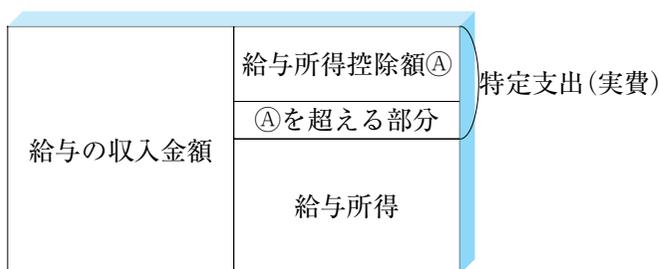
必要経費は給与所得にも認められています。ただし、給与所得における必要経費は実費ではなく、収入（年収）に応じた概算額としての「給与所得控除額」が定められているだけです。これは個人的事情を考慮しない金額なので、その人の実態に見合った必要経費ではありません。



**● 実額経費も認められてはいるものの…… ●**

給与所得者が職務の遂行にあたって、直接必要となる支出を「自己負担」したとします。ただし、給与所得者には給与所得控除しか認められていないため、この概算による経費額を超える自己負担をする場合も考えられます。そこで、次ページの5項目について給与所得控除額を超える自己負担（特定支出といいます）をした場合には、下図のように、給与収入から実際に負担した経費を差し引いて給与所得を求めることができます。これを「給与所得者の特定支出の控除の特例」といい、確定申告をすることによって適用を受けることができます。ただし、特定支出の範囲が狭いため、ほとんどの給与所得者は給与所得控除額の方が大きくなるのが実情のようです……。

**〔特定支出がある場合の給与所得の計算〕**



※給与収入を400万円とすると、給与所得控除額は「400万円×20% + 54万円 = 134万円」となります。もし、この年に150万円の特定支出があれば150万円 - 134万円 = 16万円を、確定申告によって給与所得控除額に加算できます。

### [特定支出の範囲]

<p>●通勤費</p>  <p>会社から支給される通勤手当では足りないため、本人が自己負担する部分の金額。</p>	<p>●転居費</p>  <p>転任に伴う引越し費用の自己負担部分。</p>	<p>●帰宅旅費</p>  <p>単身赴任者の1か月4往復までの帰宅旅費。</p>
<p>●研修費</p>  <p>技術・知識を習得するための受講費の自己負担部分。</p>	<p>●資格取得費</p>  <p>運転免許等の資格を取得するための自己負担部分。ただし、税理士等の資格で、その資格を持つ人に限り業務を営むことができるもの(独占業務)を取得するための支出は除かれます。</p>	

### 給料明細を見直せば？

それでは、花子ちゃんの給料支払明細書の内容を確認しておきましょう。

給与収入の合計額は192,000円です。このうち通勤手当12,500円は非課税の収入(所得)なので、所得税の源泉徴収税額を計算する際には、ないもの(もらっていない)と考えます。

社会保険料は、給与から強制的に天引きされるものなので、ある種の必要経費のようなもの(正しくは所得控除)といえます。

そして、3つの社会保険料に源泉徴収所得税(2年目以降は住民税も)を加えた金額が通勤手当を含めた支給総額から控除され、差引支給額(手取額)となります。サラリーマンは、この手取額が毎月の家計支出のスタートとなります。

花子ちゃんの場合、1か月約17万円が衣・食・住と貯蓄に充てることのできる最大値ということなのです。

### 2年目の恐怖？

サラリーマンの場合、住民税は翌年度の給与(翌年6月以降の月給)から天引きされる「翌年度課税」方式をとっているため、たとえば入社2年目の住民税額が毎月1万円(この金額は前年の給与収入をもとに計算されます)であれば、入社2年目の昇給額がこの金額に満たないと…、結局、毎月の手取額は1年目より減ることになってしまいます。

### (3) 年末調整ってなにかしら？

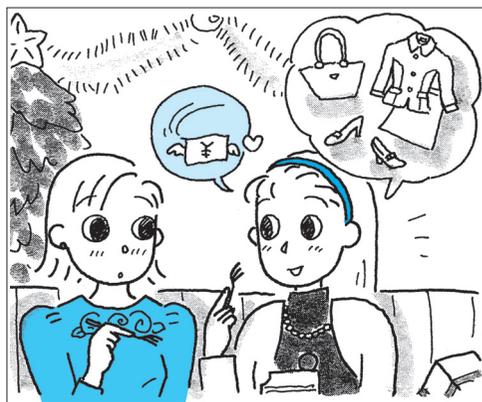


クリスマスに忘年会，スキー。12月はイベントがたくさんあって忙しい。体ひとつじゃ足りないくらいだわ。

ボーナスも出たけれど，これだけでやりくりできるか心配……。

でも，12月には「年末調整」という強い味方があるって先輩が言ってたっけ……。

今まで払っていた税金が戻ってくるっていうけど，「年末調整」っていったいなに？



### 20代は「余暇重視」, 50代は「仕事重視」!

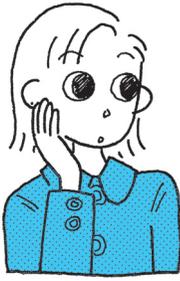
#### ●仕事と余暇のバランス

- (1) 仕事よりも余暇のなかに生きがいを求める ————— 余暇重視派
- (2) 仕事は要領よくかたづけて，できるだけ余暇を楽しむ —————
- (3) 仕事にも余暇にも同じくらい力を入れる ————— 両立派
- (4) 余暇も時には楽しむが，仕事のほうに力を注ぐ ————— 仕事重視派
- (5) 仕事に生きがいを求めて全力を傾ける —————

		サラリーマン	OL
20代	(1)	10.9%	11.4%
	(2)	33.3%	40.5%
	(3)	31.8%	35.7%
	(4)	23.0%	11.8%
	(5)	1.1%	0.4%

		男性	女性
50代	(1)	6.0%	3.6%
	(2)	8.1%	23.0%
	(3)	26.4%	29.5%
	(4)	53.5%	39.4%
	(5)	5.5%	4.1%

(財)余暇開発センター「余暇活動に関する調査」



12月のお給料は年末調整があるから、いつもより少し手取りが多くなるって聞いたんですけど……。  
「年末調整」って、なんですか？

実は、今まで毎月、所得税を多めに納めていたんだ。そこで1年分の正しい所得税を計算して、多く納めていた分を返してくれるんだよ。



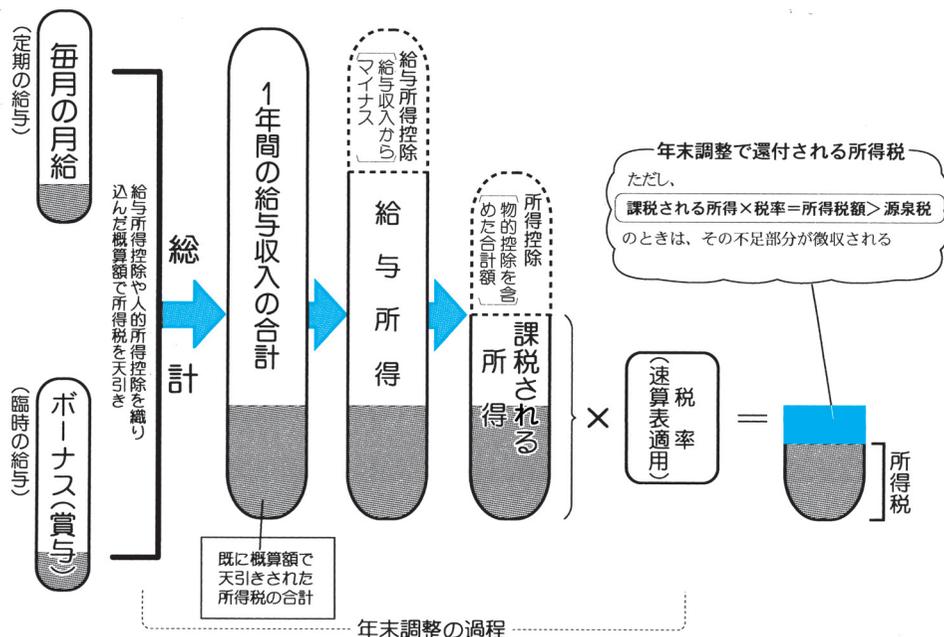
## 年末調整の仕組み

その年分の給与所得に対する所得税の計算（概算で源泉徴収されていた所得税額との精算）は、年末調整において源泉徴収義務者である会社（経理部）が、年末調整の対象者（社員）について行います。年末調整とは、会社にとってはその年分の所得税額を確定させるための、また、社員にとっては確定申告に代わる重要な役割を持つものといえます。したがって、年末調整の対象とならない人や年末調整では適用されない所得控除（雑損控除、医療費控除、寄付金控除）のある人などがこれらの適用を受けようと思う場合、みずから確定申告する必要があります。

### [年末調整の対象者]



## [年末調整の仕組み]



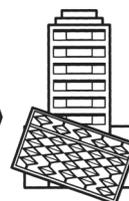
## 年末調整に必要な申告書

年末調整（通常は12月に支払われる月給で精算します）にあたって、会社（経理部）は対象者（社員）から、税額計算に必要となる各種の申告書の提出を受けます。申告書は全部で3種類あり、全員が提出するものと該当者のみが提出するものに分かれています。

## [申告書一覧]



- ① 扶養控除等申告書（全員）  
 (配偶者・扶養・障害者・基礎控除額などを把握)
- ② 保険料控除兼配偶者特別控除申告書  
 (該当者のみ)  
 (社会保険料・生命保険料・地震保険料控除額などおよび配偶者特別控除額を把握)
- ③ 住宅借入金等特別控除申告書（該当者のみ）  
 (2年目以降の住宅借入金等特別控除額を把握)

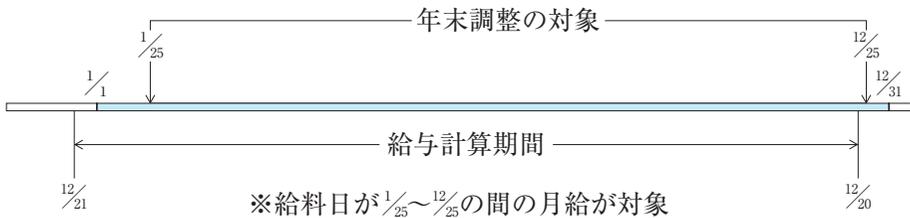


会社  
経理部

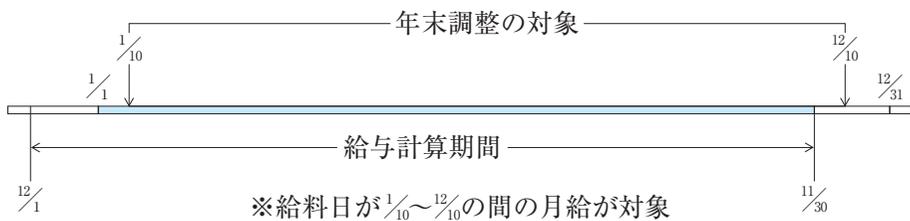
## 対象となる給与

年末調整の対象となる給与とは、その年中（1月1日～12月31日）に支払うべきことが確定した（支給日＝給料日が到来した）給与の合計額をいいます。したがって、支給日が到来している月給などは、たとえ会社の資金繰りの都合により「未払」であったとしても、年末調整の対象給与となります。ただし、支給日が定められていない賞与などは、実際に支給を受けた年分の給与とします。

- ① 給与計算期間が毎月20日締、同月25日払の月給の場合



- ② 給与計算期間が毎月末日締、翌月10日払の月給の場合



上記②の場合における12月分の月給は、翌年の1月10日に支給されます。したがって、平成20年12月分の月給は平成21年1月10日が支給日のため、平成21年分の給与収入となります。12月分というイメージから、平成20年分の収入と勘違いしないでください。

## 年末調整の時期

年末調整は「本年最後の給与を支払う際」に行います。したがって、通常は12月中に行うこととなります。ただし、本年最後の給与は、給与の支払を受ける人を基準として判定するため、次のような人については、それぞれのときに年末調整を行います。

## [特別な年末調整の時期]



### 年末調整後の会社（経理部）の事務手続き

年末調整が終わると、会社（経理部）は1年の締めくくりとして、次の書類を作成し、それぞれの期限までに提出（納付）します。

- ① 源泉所得税の納付書……原則として翌年1月10日までに、年末調整を考慮した社員全員の給与にかかる源泉所得税を納付します。
- ② 法定調書合計表……翌年1月31日までに、給与総額・源泉徴収所得税などを記載し、会社所轄の税務署長宛で提出します。
- ③ 給与支払報告書……住民税を特別徴収（給与天引き）する場合、翌年1月31日までに、各社員の住所地の市区町村長宛で提出します。

### 9・6・4 / 10・5・3・1

「クロヨン」・「トーゴーサンピン」と読みます。所得がどれだけ正確に把握されているか（正しくは<sup>ほそくりつ</sup>捕捉率といいます）を示す呼称です。サラリーマンなどの給与所得は、会社が源泉徴収義務者であるため「9割」または「10割」の所得捕捉率で、つまり、所得金額がほぼ完全に把握されたうえで、所得税が納付されているという意味です。「6割または5割」は、個人事業者の所得捕捉率を示します。「4割または3割」は農業所得の捕捉率を示します。所得捕捉率が低くなればなるほど、納付する所得税額は不当に（不正に）少なくなります。

給与所得はガラス張りといわれますが、所得の違いによって、その捕捉率に格差があるとしたら考えものですね。なお「1割」とは、その真偽のほどは別として、政治家の所得捕捉率を皮肉った割合をいうようです。